

「わかりやすい法人税申告書の実務」令和 7 年度版のご案内

本書は、法人税申告書のうち、一般的に使用することの多い申告書と別表について、中小規模の 3 月決算法人の決算書類を基に、決算調整、申告調整の過程を含めて、その記載方法をわかりやすく解説したものです。

一つの決算事例を用いて、最新の主要申告書に係る一連の記入例を示した解説書として、類書にない特長を備えています。

○税額計算等の誤りの多い「賃上げ促進税制」に注意

—企業規模に応じて適用要件や上乗せ措置が異なる—

賃上げ促進税制は、いわゆる大企業向け・中堅企業向け・中小企業向けの各制度があり、それぞれで適用要件や上乗せ措置が異なる仕組みとなっています。制度創設以後、複数の改正が行われていることなどから、税額計算等に関する誤りも多いようです。

本書では、賃上げ促進税制に係る『別表六（二十四）給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書』の記載例を詳説しています。

○令和 7 年度税制改正で「中小企業経営強化税制」に見直し

—創設された E 類型では建物及びその附属設備も対象—

令和 7 年度税制改正では、中小企業経営強化税制について、売上高 100 億円超を目指す中小企業に係る措置が新設され、建物及びその附属設備が対象設備に含まれる経営規模拡大設備等（E 類型）が創設されました。また、経営力向上設備等について、生産性向上設備（A 類型）における生産性の指標及び収益力強化設備（B 類型）における投資計画の投資利益率に係る要件の見直し、デジタル化設備（C 類型）の除外等が行われています。

本書では、『別表六（二十三）中小企業者等が特定経営力向上設備等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書』の記載例を解説しています。

○「交際費等の損金不算入制度」にも対応

—令和 6 年 4 月 1 日以後から飲食費の金額基準が見直し—

交際費等の額は、原則損金不算入となりますが、交際費等の額のうち接待飲食費 50%相当額以下の金額を損金算入することができます（資本金 100 億円超の法人を除く）。資本金 1 億円以下の法人については、交際費等の額のうち年 800 万円までの金額を損金算入することが可能です。また、交際費等の範囲から除外される飲食費の金額基準が、令和 6 年 4 月 1 日以後に支出する飲食費から 1 人当たり 1 万円以下に引き上げられています。

本書では、『別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書』の記載例を詳説しています。